

令和5年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第2号）

招集年月日	令和5年9月28日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和5年9月28日 9時40分			議長	西 昭 夫	
	散 会	令和5年9月28日 13時18分			議長	西 昭 夫	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	向出 健	○	5	坂本英人	○	
	2	松本俊清	○	6	田中良三	○	
	3	大倉 博	○	7	由本好史	○	
	4	欠 員		8	西 昭夫	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の 職 氏 名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	税 住 民 長 課	石原千明	○	
	参事兼総務 財政課長 事務取扱	前田早知子	○	保健福祉 課 長	岩崎久敏	○	
	総務財政課 担当課長	森本貴代	○	商工観光 課 長	石川久仁洋	○	
	会計管理者	増田紀子	○	建設産業 課 長	福島 学	○	
職務のため 出席した者 の 職 氏 名	企画調整 課 長	草水英行	○	人権啓発 課 長	吉田和秀	○	
	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務 局 主 査	井上卓弥	○	
会 議 録 署名議員	5 番	坂 本 英 人		6 番	田 中 良 三		
議 事 日 程	別紙のとおり						
会 議 に 付した事件	別紙のとおり						
会 議 の 経 過	別紙のとおり						

令和5年第3回笠置町議会会議録

令和5年9月14日～令和5年10月5日 会期22日間

議 事 日 程 (第2号)

令和5年9月28日 午前9時40分開議

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案第41号 笠置町過疎地域持続的発展基金条例制定の件
- 第3 議案第42号 笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件
- 第4 議案第43号 令和5年度笠置町一般会計補正予算(第2号)の件
- 第5 議案第44号 令和5年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件
- 第6 議案第45号 令和5年度笠置町簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件
- 第7 認定第1号 令和4年度笠置町一般会計決算認定の件
- 第8 認定第2号 令和4年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件
- 第9 認定第3号 令和4年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件
- 第10 認定第4号 令和4年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件
- 第11 認定第5号 令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件

開 会 午前9時40分

議長（西 昭夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年9月第3回笠置町議会定例会第2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

なお、各議案につきましては、本日は質疑、討論、採決を行います。

議長（西 昭夫君） 日程第1、諸般の報告を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

令和5年第3回笠置町議会定例会の審議に先立ちまして、御報告させていただきたいと思
います。

9月14日の議会開催日における行政報告でもお伝えいたしましたが、11月に笠置もみ
じまつりを、また、来年1月27日に（仮称）2024・食の祭典「KASAGI鍋フェス
タ」を実施する予定でございます。

これらの事業費につきましては、当初予算において既に御承認いただいております。事業の実
施主体といたしましては、四季彩祭実行委員会が行うこととなっております。6月に開催い
たしました四季彩祭実行委員会におきまして、会長には引き続き、私が就任することとな
りました。実行委員会の会長に私が就任することとなると、負担金の交付も町長であるため、
民法第108条に規定する双方代理と言われる行為に該当する可能性がございます。

これについては、以前から監査においても指摘されておりましたので、顧問弁護士や京都
府のほうにも確認をいたしました。その結果、決算認定の際に、町長が会長である旨を説明
し、審議いただくことで、事後の追認となること。また、予算審議の際に、町長が会長であ
る団体への補助金である旨を説明し、審議いただくことで、あらかじめの承諾となることと
いうことで整理をいたしました。

また、四季彩祭実行委員会から補助金を請求する際には、町長である会長が委任する者か
ら請求する、もしくは地方自治法第153条の規定に基づき、町長の権限に属する事務の一
部を臨時に代理する者を定める規則により、会長から町長の臨時代理者に対して請求するこ
とで、双方代理を回避することといたしました。

本日、決算を審議していただきますので、事後の追認として、その旨を報告させていた

きますとともに、令和5年度予算において既に御承認いただいておりますが、あらかじめの許諾として併せて御報告させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） これで諸般の報告を終わります。

議長（西 昭夫君） 日程第2、議案第41号、笠置町過疎地域持続的発展基金条例制定の件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案につき、質疑通告された議員を先に指名します。質疑通告者は、まず通告の内容に従い質疑をしてください。通告以外の質疑及び通告をされていない方につきましては、後ほど質疑を行っていただきます。

また、質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議員につき、同一の議題について3回までですので申し添えます。

由本議員の発言を許します。通告に従い、一括で質疑をしてください。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、通告に基づきまして質問させていただきます。

まず1点目、笠置町過疎地域持続的発展基金の必要性についてお伺いいたします。ほかの基金では、この基金の設置内容に対応できないということなのか、お聞かせください。

2点目、笠置町過疎地域持続的発展基金を設置され、この基金の運用計画、幾ら積み立てて、幾らどういう運用をしていくのかというあたりの説明をお願いしたいと思います。

3点目、令和4年度の一般会計の単年度収支は1,901万6,820円の赤字となっております。過疎債とはいえ、借金です。財政的に積み立てることに問題はないのか、お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

由本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、笠置町過疎地域持続的発展基金の必要性についてというところでございます。この基金を設置するに至った経緯でございますが、毎年度、京都府の財政事情のヒアリングがございまして、当町の財政状況ですとか今後の見通し、特別な事情など、京都府の財政担当課とお話をさせていただくのですが、昨年、京都府のほうから、笠置町さん、何か困っていることはございませんかということで、当町では公共施設の老朽化、これに対応し切れる財政力がなく、具体的な施設で申しますと、中央公民館につきましては改修のめども立たなけれ

ば、除却にも多額の費用がかかるため困っておりますという相談をさせていただきました。

その際、京都府の担当者の方から、過疎対策事業債のソフト事業分を活用して基金を積み立てられたらどうですかというお話をさせていただきました。このソフト事業分でございますが、当町につきましては、省令により定められている発行限度額が3,500万円となっているところ、例年1,000万から1,500万円くらいの借入れとなっており、毎年2,000万円程度の借入可能額として残っております。その分を基金の積立てに充当されたと、京都府の担当者からご教授をいただきまして検討を進めてきた次第でございます。

御承知のように、過疎対策事業債を借り入れて実施できる事業といたしますのは、過疎計画に明記されている事業となっております。よって、使途明確化の観点から財政調整基金に積み立てるのではなく、特定目的基金にということで過疎地域持続的発展事業に充当するという目的を明確化しました基金として新たに設置したものでございます。

続いて、この基金の運用計画はどのようになっているかというところでございますが、この基金の使途につきましては、議案説明でも申し上げましたとおり、過疎計画持続的発展計画に定める事業のうち、特に特別事業、いわゆるソフト事業分として計画するものの経費に充当することを目的としております。特に施設の除却事業につきましては多額の費用もかかりまして、有効な補助金もないため、少しずつでも基金を積み立てて、ある程度のめどがつけば実施したいと考えております。

財政担当としましては、中央公民館の除却には2,000万円以上の費用がかかるのではないかと考えております。本定例会におきまして、本条例の設置、また、補正予算について議決いただきましたら、早い段階で具体的な見積額の算定をはじめとしまして、今後の地方債計画を踏まえながら、いつ頃実施できるのかというところを検討していきたいと考えております。

続いて、3つ目の質問でございます、今年度の一般管理の単年度収支額がマイナスとなっているところ、財政的に積立てをすることに問題はないのかということでございます。議員がおっしゃいましたように、昨年度の実質収支額、1,000円丸めで申し上げますが、1億285万3,000円から今年度の実質収支額8,380万6,000円、これを差し引きますと、今年度の単年度収支はマイナス1,901万7,000円となっております。単年度収支がマイナスになっているということは、つまり前年度の実質収支額、剰余金を本年度で多く使っているということになります。しかし、実質単年度収支額で申しますと、今年度は2,033万9,000円の黒字となりました。

この実質単年度収支額ですが、令和元年度決算ではマイナス9,900万円の赤字、2年度決算では3,700万円の赤字となっておりますので、それと比較しますと、令和3年度決算におきましては1億200万円の黒字で剰余金から6,000万円、令和4年度も5,000万円の積立てが剰余金のほうからできたということでございます。

基金の積立てにつきましては、住民の方に分かりやすく家庭の家計簿で申し上げますと、いわゆる貯金でございます。家庭のことで申し上げますと、老後の資金、子供の学費など、将来のために家計は苦しくとも少しずつでも貯金をしたい。それを差し引いた上で家計をやりくりしなければいけないという考えと同じかなと思っていて、少しずつでも基金の積立てをし、今後の災害などの突発的な経費などに備えるなど、有効に活用したいと考えております。

財政的に積立てすることに問題はないのかということですが、財政運営としましては、先ほど申しました剰余金や繰越金などを把握しまして一般財源を確保しながら予算計上、また、財政計画を図っていくものでございますので、単発的な単年度収支のマイナスは問題ないと認識しております。

ただ、議員にも御心配いただいておりますとおり、今後の地方税や交付税等の一般財源の確保が難しくなってきましたと、実質単年度収支額が赤字に転じることとなりますので、そういったこともしっかり見極めながら財政運営をしていきたいと思っております。

また、今回新たに設置します基金につきましては、過疎債を活用して積み立てるものでございますので、実質公債費比率なども照らし合わせながら積立てのほうを進めてまいりたいと思います。長くなりましたが、以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

この基金の設置目的、いろいろ書いてあるんですけども、今おっしゃっていましたが公共施設の老朽化に対応するという基金として考えたらいいんでしょうか、その点よろしく願いします。

議長（西 昭夫君） 総務課財政課担当課長。

総務課財政課担当課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

過疎計画の中に書いております事業に充当させていただくというところで、その事業に充当したいと思っておりますが、主にやはり公共施設の老朽化に対応する除却事業に、まずは活用したいというふうに関心しております。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

公共施設の老朽化といいましても、その中央公民館だけじゃなくて児童館であったり町営住宅のほうがかなり老朽化していると思いますので、その辺り、また、計画のほうに入れていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 次に、全議員にお聞きします。ほかに質疑はありませんか。5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

今の財政担当課長のお話があったかと思うんですけども、順番的にお財布を先につくらはあかんかった理由、例えば、その公共施設の老朽化ということが町の課題であるんやったら、やはり先に見積り取って、こういう事業がしたいから、こういう基金がつかれると、今回こういう勉強してきましたという話なら分かるんですけども、笠置町で先、基金つくっちゃうよねということが多くて、先ほど家計に例えられたけれども、今回これ確実に色着いた貯金箱に貯金しますよね。ってなると、ちょっと家計とは概念が違うと思う。だから、がゆえに、やはり計画的に事業を立てて、幾ら必要やから、この基金で有利なやり方、仕組みづくりを、行政運営やっていくというふうな話やと思うんです。

その中央公民館を一番前に立たせるのは何でなんかなと。先ほど由本議員からもありましたけれども、児童館もあるし、住民さんから寄附してもらった植村邸もそう。いろいろな公共施設がある中で、なぜ一番前に中央公民館が出てくるのか。どういうふうな過疎計画を基に今、議論されているのかなというのがちょっと気になりますので、お答えいただきたい。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 坂本議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、順番といたしまして、基金のお話がありましたときに、一番のうちの課題でありました公共施設の改修ですとか除却事業ですとか、そういうところが頭に浮かびましたので、それができる手だてが、こういうふうにしたらあるんやというところで、基金の積立てをまず先に検討させていただいて、基金の積立てができるということが決まれば、確実な見積りを取って進めていこうというところで考えておりましたが、議員のおっしゃるとおり、先に計画を立てて、それに充当できる財源を考えていくというのも一つの手段といたしますか、そういうふうな財政運営をするということも重要なことというふうには思っております。

中央公民館、なぜというところなんですけれども、やはり中央公民館の場所につきまして

は、除却以外の方法はないかなというふうに考えております。実は、またこれは一般質問のほうにもあるんですけども、ソフト事業分として積み立てるということは、過疎計画の中のソフト事業分にしか使えないというところでございまして、私も当初分かっていなかったんですけども、除却事業というのはハード事業ではなくソフト事業分に当たるというところでございます。ですので、除却したものの跡に何かを建てるとなると、それはハード事業分にみなされまして、ソフト事業分で積み立てた基金は使えないということになります。そういう観点から、まだ笠置児童館、また、町営住宅、植村邸に関しましては、除却した後、どうするかというところをまだ検討段階でございますので、今のところはそういった意味では優先度としましては中央公民館というところでござしております。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） やはりこういう条例基金、いつも思うんですけども、笠置って、確実に議会にあまり説明せずに、もう議案として提出されることが非常に多いかと思うんです。で、行政が何を考えているか議会が理解できないままに、こういう提案をされると、何のためにが、一番先に疑問視される。せっかく議運もあるし、委員会も今回やったじゃないですか。そういうときに、きちんと順序立てて説明できるような仕事をしていただきたいと思うんですけども、町長、これスマートな仕事の流れやと思っておられるのか、思っておられないのか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいま坂本議員から御質問ございました。

本基金の設置に関しまして、私のほうからもソフト事業、除却というのがソフト事業に当たるのかどうかというような質問をさせていただいて、建て替えということになりますとハード事業になると。除却にしか使えないというような説明を受けておりますので、どうしたところに、そのソフト事業としてはめていくのかというようなことも質問したんですけども、中央公民館については立地の問題がございまして、現地での建て替えが絶望的といえますか、できないという状態にございますので、一つずつ計画を持って、除却等の整備、整理を進めていかなければいけないというふうに考えております。

議員さんとの間で説明が不十分やというようなお話ございまして、これについては今後また、お話をさせていただきながら進めていきたいなというふうに考えております。以上です。

（「議長、すみません。僕、仕事のやり方が、これがスマートなのかという質問

をしたんです。課長の説明で事業の在り方は理解をしています。ただ、僕、監査でも多く言っているんですけども、笠置の仕事の進め方、流れ方というのが、あまりにも違うんじゃないですかという質問」と言う者あり)

議長（西 昭夫君） もう少し分かりやすく質問できますか。5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） そうですね。僕がちょっとしゃべり過ぎているのかもしれないので、お金の話が先に来るのではなく、事業があって、それに必要な経費で有利な戦略として、今回この基金を積み立てたという流れになっていけば、ある種理解はできたかなと思っております。ただ、先にお財布をつくって、後からこういう事業を目指すという形は、あまりにも計画性がないのかなと思っております。がゆえに、今の笠置町のこの仕事のやり方は適切ですか、ベストですか、ベターですかみたいな質問やったかと思っているんですけども、いかがでしょうか。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

町内の老朽化している設備というのが、施設というのがあちこちに点在していることは議員の皆さんも御承知のことかと思えます。それに対して、具体的にお金がないわけでございますので、ある程度計画的な事業の実施というんですか、除却等も進めていかなければいけないという中で、一番大きな課題の1つになっているのが中央公民館の除却ということで、中央公民館等の除却というような話の中で、本基金条例の制定を進めるに至ったということでございます。決して目的がなく、取りあえず基金をつくりましたということではなくて、一定の老朽化施設の除却を進めないかんとということで、これはこれまでも議会の中でいろいろ御議論いただいております。将来に負担をかけるようなことをできるだけ避けるというような目的での基金の制定でございますので、御理解いただきたいと思います。以上です。

（発言する者あり）

議長（西 昭夫君） ちょっと待つてな。補足。参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問、町長の答弁、ちょっと補足させていただきます。

担当課長のほうからも説明しておりますとおり、この過疎地域の持続的発展基金につきましては、決して中央公民館の除去だけが目的ではないというところでございます。当町のような過疎地域におきましては、ここの設置の目的にありますような、交通手段の確保であったり地域医療の確保、こういったものが大きな問題となってきているところです。

なぜこの基金というところですかけれども、冒頭、担当課長のほうから説明しましたとおり、うちのほうで単発的に、突発的に出てきたもの、それから、ソフト、過疎、基金、すみません、過疎債に関しまして、まだ使える範囲があるにもかかわらず使えていなかったもの、有効活用できてないというところがございますので、この基金を積み立てることによりまして、今後のそういう中央公民館の除去もそうですけれども、交通手段の確保であったりとか、こういう医療の確保というところも広く目的といたしまして基金を積み立てていこうというところがございます。

単年度、単年度で何か財源を見つけてくるというところではなくて、今後の笠置町、財源については厳しいところがもう数年も続いてきております。町の自主財源というところもないというところがございますので、こういう基金に積み立てた中でいろいろなところで活用していったらというところがございますので、財布が先か、目的が先かというところではございますが、いろいろな目的に対応できるための貯金の積立てというところで基金を設置させていただいたというところです。

おっしゃっていただきましたように、これが、やり方がベストかどうかというところは、いろいろな疑問も出てくるところではあるかと思っておりますけれども、今、笠置町にとって有効に活用できるようなお金があるのでしたら、それを貯蓄に回して、今後のいろいろな事業に充当できるようなものがあればというところがございますので、今回基金の条例を設定、出させていただいたところです。

お答えとちょっと坂本議員のおっしゃっているところとはずれたのかもしれませんが、何も目的なしでつくったというところではなく、今の町の財政を考えた中で、これが、この基金をつくることのある程度の財政的な余裕を持たせるのではないかというところでありましたので、させていただいたところです。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

行政側の執行部の皆さんにお伝えしたいことは、僕はこの基金に対して一切ネガティブな質問をしたつもりはございませんし、してないと思うんですね。基金をつくるんやったら、先ほど課長からも説明あったけれども、過疎事業が、過疎計画があって、それに対しての基金で、そのソフトには使えますよという簡単な説明やったかと思うんですよ。簡単に言えばね。そこは重々理解しているし、すごい勉強して、自分の足で稼いだ財源やなというふうにも評価はしています。

ただ、その笠置町の事業を行うに当たってのつくり方のお話をさせていただいて、そういう思いがあってしなければならないのであれば、お金のつくり方の話じゃなく、まず、こういう問題、課題が笠置町にはありますと、これには予算これぐらい必要ですと、今回こういう有利な財政を運用できますという説明があって、議会に臨んでいただきなということをお伝えしたいわけです。

笠置町が財政に苦しいことは議員、皆、多分理解はしていますし、知った事実じゃないですか。その中でやりくりしていかないといけないことも分かっている。ただ、目的のないにお金だけためます。これ何で言うかといったら、ふるさと納税の基金がそうじゃないですか。毎年、毎年積立ててはいるが、明るいような運用はされていないように僕は認識しています。

だから、そろそろ笠置町も行く末を考えてお金をためなあかんというフェーズに入ってきたのであれば、事業のつくり方、やり方、考え方、説明の仕方を、みんなで考えられるような時間をつくって、行政だけが前に向いて歩いているみたいな流れをつくるのではなく、行政、議会を交えた中でしっかり議論して、何年を目指してこういうことをしていきましょうねと、計画倒れにならない事業展開をしてくださいねという思いを込めて質問させていただいています。

ですから、この基金云々ではなく、今回のこの仕事の仕方が僕はもうちょっと丁寧に、分かりやすく、何のために、だからこそというような事業展開をしていただきたいと思いますので、どうか頭の片隅に入れていただいて、明日からの実務に移っていただきたいなと思っております。

議長（西 昭夫君） 答弁は要らない。

5 番（坂本英人君） いや、好きにしてくれたら。

議長（西 昭夫君） 町長。

町長（中 淳志君） 非常にアクティブでポジティブな御提案をいただきましたので、今後は十分に議員の皆さん、また、住民の皆さんにも説明しながら、行政運営を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。御提案どうもありがとうございました。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号、笠置町過疎地域持続的発展基金条例制定の件を採決いたします。
この採決は起立によって行います。

議案第41号は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第41号、笠置町過疎地域持続的発展基金条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第3、議案第42号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件を議題とします。

これから質疑を行います。議案第42号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第42号は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第42号、笠置町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例一部改正の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第4、議案第43号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件を議題とします。

これから質疑を行います。議案第43号の質疑につきましては、歳入全体を一区切り、歳出につきましては1款ごとに区切って質疑を行います。質疑は通告をされた議員を先に指名します。

まず、歳入の質疑を行います。由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、通告書に基づきまして質問をさせていただきます。

まず、8ページの町税について、令和4年度では、全く補正予算をされておられませんでしたが、どうしてこの時期に補正をするのかお聞かせください。

2点目、9ページの町債の土木債で、過疎対策事業債を公営住宅建設事業債に変更された理由はどのようになっているのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 御質問にお答えをさせていただきます。

予算額と調定額に大きな差異が生じないように見直しを行いました。当初賦課を終え、その結果を反映しております。固定資産税の土地の減額及び家屋の増額につきましては、特別な理由は発生しておらず、当初予算計上の際、例年使用している試算方法が古いままであったため、現状とかけ離れてしまったためです。

償却資産につきましては、年々資産価格が下がっていくため、前年実績を基に率を掛けて当初の試算をしておりますが、新たな設備投資などにより増額となったものです。

軽自動車税につきましては、当初見込みより13年目を超えた車両の重課料分などが増加の原因となっております。以上です。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

町債の過疎事業債を公営住宅建設事業債に変更された理由ということでございますが、令和5年度の地方債を発行するに当たりましては、どの地方債を幾ら発行し、それをどこから借り入れ、どれぐらいの年数で償還していくのかということにつきまして、まず、京都府と協議をするわけでございますが、やはり一番有利な条件で借入れができる過疎対策事業債を発行したいという思いがありまして、今回町営住宅の耐震診断ということで過疎対策事業債のソフト事業が使えるのではないかと考えておりました。しかし、京都府との協議段階におきまして、当該事業につきましては公営住宅事業債での借入れということで京都府より同意をいただきましたので、今回の補正予算により項目を変更させていただいた次第でございます。

議長（西 昭夫君） 次に、全議員にお聞きします。ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑に入ります。

まずは、2款総務費の質疑を行います。由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、歳出の総務費の質問をさせていただきたいと思います。

まず、10ページ、企画費、物価高騰等対策事業で702万7,000円が計上されておりますが、このうち1人当たり5,000円の地域振興券を配布するということですが、令和4年度にも1人当たり1万5,000円分の地域振興券を配布されておりますが、利用率が98.5%ということで1.5%、26万6,500円が未使用になっております。これに対して、ギフトカードは1人当たり5,000円を配布され、100%使用されております。このような実績を踏まえて、地域振興券ではなくギフトカードを配布すべきではないでしょうか。また、この5,000円の根拠をお聞かせください。

次に、11ページ、戸籍住民基本台帳費で職員人件費として、時間外勤務手当が17万8,000円計上されております。この時間外勤務手当は当初予算で8万5,000円が計上されておりますので、この補正額と合わせますと26万3,000円になります。しかし、令和4年度では3万5,820円が支出されているだけで、どうして今回の補正予算が必要なのか説明をお願いしたいと思います。

次に、11、同じページのマイナンバーカード再交付手数料として、5名分、5,000円が計上されておりますが、令和4年度のマイナンバーカード交付事業の役務費が11万8,424円支出されております。この5,000円の根拠を詳しく御説明願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 企画調整課長。

企画調整課長（草水英行君） 失礼をいたします。

由本議員の御質問で、物価高騰等対策事業の関係につきまして、私のほうから御説明をさせていただきます。

令和4年度にも物価高騰等対策事業というのを行ってございまして、議員御説明のとおり、1人当たり地域振興券を1万5,000円、ギフトカードを5,000円ということで配布支給をさせていただいたところでございます。実際に令和4年度の分につきましては、令和4年9月1日の住基人口、住民基本台帳に登録されている人口1,173人に対して実施を行ったわけですけれども、地域振興券及びギフトカードともに、全ての対象者にお配りをさ

せていただいております。

その中で、地域振興券の利用率が98%を超えるという形になっておりますけれども、こちらにつきましては、決算のほうから読み解けるかなと思いますけれども、ギフトカードの利用率というのは実際のところ、どこで使用されているかちょっと分かりませんので、把握はしていないところでございます。

さて、今回の補正予算に計上いたしました物価高騰等対策事業についての御説明をさせていただきます。

まず、本事業に充当する財源は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。この交付金のうち、推奨事業メニューとして活用できる交付金の限度額は現在のところ1,088万7,000円となっております。昨年度の限度額は5,000万円を超える額となっておりますので、かなり今回は少なくなっております。

次に、この交付金の推奨事業メニューですが、国から示されておりますのが生活者支援と事業者支援となっております。生活者支援といたしましてプレミアム商品券などの発行による消費下支えの取組、事業者支援枠としましては中小企業等に対する支援などが掲げられているところでございます。

国からは、そうした事業に活用する示されている中で、交付限度額も踏まえまして笠置町としての地域実情を考えましたところ、笠置町内での使用、地域内での経済活性化、また、支援を目的とする地域振興券の発行がよいのではないかと判断したところでございます。

また、1人当たり5,000円という金額の根拠でございますけれども、先に低所得者世帯支援枠に関しまして実施ということで予算計上させていただいております。交付限度額の枠内で上限といいますか、できる限りの金額を給付したいというところで逆算しまして5,000円となったところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 戸籍住民基本台帳費の職員人件費分についてお答えさせていただきます。

人事異動に伴う時間外単価の反映及び戸籍システム入替えに伴う事務作業が発生したことにより要求いたしました。

引き続き、マイナンバーカードの再交付手数料についてお答えさせていただきます。

令和4年度のマイナンバーカード交付事業の役務費11万8,424円の支出の内訳は、郵送料で9万582円、携帯端末通信料で2万7,842円です。令和5年度のマイナンバ

一カード交付事業の役務費は、郵送料で2万2,000円、携帯端末通信料の5万1,000円の7万3,000円を計上しておりますが、今回マイナンバーカードを紛失された方の手数料として計上しております5,000円につきましては、カードを紛失された方の再交付分としてカード代が800円、電子証明書代200円の1,000円を5名紛失された5名分として計上いたしております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、この地域振興券ですが、その利用期間というのは、いつからいつまでということになるのでしょうか、お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 企画調整課長。

企画調整課長（草水英行君） 失礼をいたします。

地域振興券の使用期限でございますけれども、現在計画しておりますのは本年12月から来年の2月末までということで計画をさせていただいております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

この振興券につきましては、商工会でも商品券を販売をされておりますが、やはり使うところがないというようなことで今年も即完売とはならなかったと思うんですけれども、その辺り、やはり住民から見て物価高騰といった意味からも、この商品券じゃなくて、そういったギフトカードといったようなものが町民のためにはいいんじゃないかというようなことを思いまして、質問させていただいておりますので、その辺りまた、状況をもっと把握されて有効に事業が実施をできるように考えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで2款総務費の質疑を終わります。

次に、3款民生費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで3款民生費の質疑を終わります。

次に、4款衛生費の質疑を行います。由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、12ページの衛生費の予防費で新型コロナウイルスワクチン接種事業が432万8,000円計上されております。このワクチンは秋開始接種ということで11月19日に集団接種をするということで、65歳以上の方には10月に通知をし、その他の方はお知らせ版で周知をするということです。接種券を発送する対象や集団や個人の接種方法は今回から変更する自治体もあり、南山城村では春開始接種の対象者に券を一斉送付し、64歳以下は申請をしてもらうということですが、笠置町は希望者は全て申込みが必要と報道されております。その辺りの詳しい説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、接種券の今回の新型コロナワクチン接種事業につきましては、接種券の交付方法については、これまで同様、同じような形を取っております。接種対象者の方へは、今回の接種努力義務対象者の65歳以上の方には10月初旬に通知文を送付させていただき、それから、それ以外の方につきましては10月号の広報れんげい等についてお知らせをさせていただきます。

それから、接種希望者についてはコールセンターに申込みをしていただいて、申込みをされた方に対して、これまで同様に接種券の送付と接種案内の通知等をさせていただいて、11月19日の接種当日を迎えるというような形になっております。

議員おっしゃるように、今回集団や個人の接種方法に変更する自治体があるということですけれども、相楽圏域についてはこれまで同様、集団接種を主に実施をしていくというふう聞いております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

今やインフルエンザとダブル感染がはやっているとされており、ダブル感染すると重症化率、死亡率がアップをすると危惧されており、特に高齢者は同時接種も検討すべきであるということで、国も同時接種を認めておられます。同時接種についてのお考えをお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問です。

議員おっしゃるように、同時接種というのは国のほうも認めておるところでございますので、希望される方については同時接種をされてもいいのかなというふうには考えております。

以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

そうしたら、この集団接種のとき、同時接種もできるということなんですか、その辺りとインフルエンザのワクチンの補助とか、その辺りどうなっているのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

集団接種、11月19日においては、ワクチン接種のみの対応ということになります。

それから、インフルエンザの補助のほうですけれども、高齢者のインフルエンザについては定期接種となっておりますので、自己負担1,500円払っていただいて、それ以外は公費負担というような形で今、準備を進めておると。10月から接種というような形でお知らせ等をさせていただき段取りでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで4款衛生費の質疑を終わります。

次に、5款農林産費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで5款農林水産費の質疑を終わります。

次に、6款商工費の質疑を行います。由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、ページ13ページ、観光費で時間外勤務手当が46万8,000円計上されております。当初予算で150万円が計上され、合計196万8,000円の予算額になるわけですが、令和4年度決算では320万9,339円が支出されております。この積算根拠の説明をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 由本議員の御質問にお答えしたいと思います。

観光費の時間外勤務手当についての説明でございます。内容につきましては、前回のときにもお話しさせてもらってますように、いこいの館再建に関わる業務の増加と、これからの観光イベントの準備業務等に関わる時間外勤務手当の不足が見込まれましたので計上させて

いただいております。

時間外勤務手当の積算におきましては、前年度の勤務状況や今年度4月までの実績を参考に、また、職員の勤務時間、休息等に関する規則第8条の3、時間外勤務を命じる時間及び月数の上限を参考に考慮いたしまして、時間外勤務手当を担当しております総務財政課とも調整の上、計上しているものでございます。積算の内訳といたしましては、増加を見込む時間数を160時間といたしまして、商工観光課課長補佐2名の単価により算出をしております。

想定しております業務につきましては、いこいの館に関する業務に50時間、鍋フェスタ等観光イベントに50時間、河川のオープン化事業に30時間、移住定住やその他業務に30時間を想定しております。令和4年度よりも少しでも時間外勤務手当の支出が軽減できますよう努めてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

私は、心配しているんですけども、令和4年度で320万円出ているわけですよ。それに今年は、いこいの館再開に向けてなり、仮称の鍋フェスタイベントも行われるわけですよ。それなのに320万は去年出ている、今年そういった事業を新たにしていくのに196万しか予算が組まれていないと、これで大丈夫なんですかということで質問させていただいているつもりなんですけれども、これでもう大丈夫で、今後も補正はないということで理解してよろしいでしょうか。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 議員にもいろいろ御心配をおかけしておるところでございます。おっしゃるとおり、今回は大きな仕事、いこいの館再建であったり鍋フェスタという事業が昨年度よりも増加しているところでございます。そういったところではございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、時間外勤務を命ずる時間の上限というのが定められております。そういったこともございますし、職員の健康面というのも十分考慮していかならんことであると認識しております。これは、あくまでも目標値ではございますけれども、目標を掲げながら、それに向かって実行できるように進めてまいりたいと思います。そういうことでよろしく申し上げます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） この観光課の時間外手当なんですけれども、ほんまに由本議員おっしゃ

っているように、大丈夫なのかって、すごい不安に思いますし、健康面はどのように行政側は考えているのか。特に、観光課、多いじゃないですか。コロナでイベントがなかったとて、その残業数があって、今回そのイベントがある。お金の面もそうですけれども、職員の健康ってどういうふうに守ろうかなというようなお考えって、庁内であるんでしょうか。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員に御質問いただきました件ですけれども、先ほど商工観光課長も言いましたように、勤務時間の上限等を設定しております。その中で、月の時間数45時間でイエロー、それから、60時間を超えるようになるとレッドというふうな形でちょっと把握をするようにしております。

御承知のとおり、時間外勤務というのは管理職、課長による命令により勤務するということですので、その時間を超えるようであれば、課長のほうが命令をしないというところも必要になってくるかと思っております。健康面につきましては、その60時間を超えるようになりますと、連続しない、何か月も続くようであれば、課長による面談であったりヒアリング、それから、職員の健康面の担当であります総務財政課のほうともヒアリングなりを行いながら、業務の負担の見直しであったりということになるのかと思っております。

今までそういった中では行ったということではございませんが、勤務が例えば、土曜、日曜、休日に出勤して仕事を命じた場合には、平日に振替休日を取るなどして週の勤務時間数内で体調管理をしてもらうというふうなことを考えながら、各課のほうでやっていただいているというところでございます。以上です。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

そもそもこの職員が切り詰めてやらなあかんというふうな事柄じゃないこともあると思うんですよ。いこいの館に関しては、町の持ち物ですんで、やらなあかん。それで業務が増えていって、この予算措置せなあかんというのは、まあ、百歩譲って理解はできるところもある。イベントに関していえば、もうそろそろイベントの在り方とか、やり方、仕組づくり、考えればこの辺の経費、考えられるんじゃないんですかね。今日も諸般の報告で町長から説明ありましたけれども、僕、端的に今日、報告を聞かせていただいても、スマートじゃないなと思うんです。今のやり方、仕組。もうちょっと事業の在り方、やり方を真剣に考える時期に来たんじゃないんですかね。職員にばかり負担行くじゃないですか。じゃ、ないんで

すかね、執行部。僕はそのように、この数字を見て思うんですよ。イエローや、レッドやっ
て言う前に、仕事の出し方とかイベントの在り方、考えたほうが職員のためにもなるんじや
ないのかなと思うんですけれども、いかようにお考えでしょうか。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

坂本議員の御質問といいますか、お話の中にありました職員の仕事の在り方、やり方とい
うところは、大きな課題かと思えます。今、職員の定数が50名の中で欠員が出た状態で業
務もしております。イベントだけではなくて外部に委託できるもの、アウトソーシングでき
るものもあるのではないかというふうにも思っております。小さなことですが、日直
につきましては会計年度さんで雇用して職員の負担を減らしたというところもあります。そ
ういう外部にお願いするということも1つ考えながら、いろいろなことにつきまして、イ
ベントだけではなくて、イベントの在り方もそうやと思えます。外部に委託する。実行委員
会のほうで、もっと主に動いていただける部分があるのではないかというふうなことも考え
ながら、外部委託であったり、そこからの協力を得るというふうなことも、これから町の職
員の働き方に関しては必要になってくるのではないかというふうに考えております。

どういった形でできるのかというところは、まだ模索しているところではございますけれ
ども、また、一定の方向性なり、そういう外部委託することになりましたら、また、御相談、
御協力いただくことになると思いますので、よろしく願いいたします。

議長（西 昭夫君） 5番、坂本議員。

5番（坂本英人君） 5番、坂本です。

まだ今、模索しているということなんですけれども、笠置町には皆さん、御承知のとおり
まちづくり会社と言われるものがあります。私個人としても、ここの株主であります。運
営が苦しいと。なかなか事業の見通しが立ってないと。逆に言えば、うちは補正予算組んで、
人件費あてがわなあかんと。この辺の矛盾は何か解消できそうな気はするんですよ。四季彩
祭実行委員会に入っている会員の、実行委員会の委員の方の中にでも、まちづく
り会社に株主として入っている団体も多数ある。商工会にはイベント会社もある。この今の
笠置の状況を置いたら、わざわざ行政がイニシアチブを取って事務を全てやらないといけな
いとか、祭りを構築していかないといけないということには僕はならないと思うんですよ。

まちづくり会社に関していえば、町も50%出資しているわけですよ。今あるものをよく
して、こういう経費を減らして、町を活気づかせるためにイベントをするというなら分かる

んですけれども、イベントのために職員が疲弊してイベントしているというのは、どうも理解ができない。その辺をね、しっかり考えて、これただ、残業代を補填したというだけの話じゃなくて、ここに何があるかということを考えて業務に携わっていただきたいんですよね。これからどんどんお金も減っていく、人も減っていく。その中で、つくって終わりでは、駄目じゃないんですかね。そろそろ本腰入れて、人口減少の最終地点をイメージしながら仕事をしないと、僕ら世代は非常に危機感を感じておりますので、行政の皆さん、その辺、肝に銘じていただいて、業務に当たっていただきたいと思います。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで6款商工費の質疑を終わります。

次に、7款土木費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで7款土木費の質疑を終わります。

これで議案第43号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第43号は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第43号、令和5年度笠置町一般会計補正予算（第2号）の件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休 憩 午前10時44分

再 開 午前10時55分

議長（西 昭夫君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（西 昭夫君） 日程第5、議案第44号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題とします。

これから質疑を行います。議案第44号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) これで討論を終わります。

これから議案第44号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第44号は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、議案第44号、令和5年度笠置町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の件は、原案のとおり可決されました。

議長(西 昭夫君) 日程第6、議案第45号、令和5年度笠置簡易水道特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

これから質疑を行います。議案第45号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。3番、大倉議員。

3番(大倉 博君) この特別会計歳入歳出の決算審査意見書の掲げているところについて答弁願います。

この10ページに、令和6年4月から開始される公営企業会計……

議長(西 昭夫君) 大倉議員、ちょっと待ってください。

(「今は補正予算です」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 補正予算ですよ。

3番(大倉 博君) 補正予算だけれども……

議長(西 昭夫君) 簡易水道特別会計……

3番(大倉 博君) これに関連する、これではあきませんか。

議長(西 昭夫君) 今は……

3番(大倉 博君) ほな、どこで質問するんですか。

議長(西 昭夫君) 議案第45号ですよ。

3 番（大倉 博君） 4 5 号やけれども、ほな、この関係、どこでするんですか。

（「簡易水道の件、あるけれども」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 決算でしょう。

3 番（大倉 博君） 別にあるの。

議長（西 昭夫君） 決算……

（「認定第 3 号、認定第 9」と言う者あり）

3 番（大倉 博君） 第 9 にあるの。それなら、そのときに説明。

（発言する者あり）

3 番（大倉 博君） 認定やろう、これは。はい、分かりました。そのとき、ほな、質問します。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 4 5 号、令和 5 年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第 4 5 号は、原案のとおり賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、議案第 4 5 号、令和 5 年度笠置町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）の件は、原案のとおり可決されました。

議長（西 昭夫君） 日程第 7、認定第 1 号、令和 4 年度笠置町一般会計決算認定の件を議題とします。

これから質疑を行います。認定第 1 号の質疑につきましては、歳入全体を一区切り、歳出につきましては 1 款ごとに区切って質疑を行います。また、質疑通告をされた方を先に指名します。

まず、歳入の質疑を行います。由本議員の発言を許します。7 番、由本議員。

7 番（由本好史君） 7 番、由本です。

それでは、通告書に基づいて質問をさせていただきます。

ページ4ページの予算現額と調定額との比較が7,181万1,054円の減、予算現額と収入済額との比較が8,285万4,784円の減となっております。このような大きな減額となりますと、財源が不足し、事業実施に大きな支障を来すことになると思います。以前から、この件につきましては質問してまいりましたが、3月に精査をし、予算計上すると答弁されてきておられましたが、一向に改善されておられません。お考えをお聞かせください。

次に、調定額に見合った額で予算を編成すべきだと思います。予算現額と調定額の比較で大きな減額となった款は、15款国庫支出金で4,977万5,812円の減額、16款府支出金で771万2,581円の減額、12款地方交付税で693万円の減額、18款寄附金で159万5,000円の減額等となっております。これらの款で、どうして予算現額と調定額に乖離が生じたのかお答えをいただきたいと思います。

次に、基金ですね。基金利子についてお聞きしたいと思います。24ページです。基金預金利子は、令和3年度と比較をいたしますと9万1,645円の減額となっております。特に、地域福祉基金の預金利子は、令和3年度が7万7,900円、令和4年度は5円と7万7,895円の減額となっております。中山間ふるさと・水と土保全基金では5,000円がゼロ円と、財政調整基金が6,788円の減額となっております。

基金の預金利子についての説明をお願いをいたしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

私のほうからは歳入の全般のお話と、4ページに係るところの部分をお答えさせていただきます。

まず、予算現額と調定額の差につきまして、3月の最終の補正予算の中で、各課には精査するように通知をし、また、それをしてもらっているというふうな答弁をさせていただいたところであります。今回のこの決算を見ておきますと、まだその査定の際に、もっと確認すべき点があったというところを反省しているところがございます。

議員おっしゃいますように、大きな差が出ているところはございますが、繰越事業とかの関係で減額ができなかったもの、理由があったもの以外につきましては、今後また、今年度の最終の補正予算につきましての際には、各課徹底させていただきたいと思います。また、財政の側といたしましても、十分に今までの決算の内容であったりとか、今後の見込みというところも精査しながら確認をした上で、最終大きな差にならないようにさせていただいて

いただきたいと思います。

今回は、こちらの確認不足もございまして差が出ているところもございまして、御理解いただき、次の対応とさせていただきますと思います。

それから、2つ目です。大きな差が出ているところの全般的なところの御説明で、各課事業に関しましては担当課のほうから、また説明があるかと思いますが、まず、15款につきましてです。この中に、この4,900万、約5,000万ほどの差が出ているところではございますが、繰越明許費となった事業分が約2,374万1,000円があるところで、歳入のほうのを落としますと、歳出のほう、繰越明許費の事業費で持っていくこととなりますので、そこでこちらの分については落としてないというところがございます。その明許繰越し以外のところになりますと、例えば、新型コロナウイルスのワクチン接種につきましては、年度を超えての精算ということがあったりというところもありますので、差が出ているものかと思っております。

府支出金につきまして771万円ほどの差が出ております。

1つ目につきましては、総務費補助金です。ページで説明させていただきますと、19ページ、20ページのところでございます。

この総務費府補助金の予算額の1,514万9,000円の中に、コミュニティ助成事業といたしまして200万円を予算計上しておりました。ただ、これ4月に交付されたものでございますけれども、3月実績を出した段階で府の指導によりまして、府を通しての交付になりますけれども、出す団体については自治振興協会でありますので、雑入で受け入れるというのが適当であるという御指導がありましたため、その分につきましては予算組替えもできませんでしたので、200万円がそのままとなったものでございます。

また、歳入がなかったものですから、備考欄には上がっておりませんが、移住促進事業といたしまして285万円が減額されておりましたので、その分が収入として上がらなかったものでございます。

12款の地方交付税でございます。ページで行きますと、13ページ、14ページにわたるところでございます。

地方交付税につきまして、見込みといたしまして計上していたところがございますが、3月に交付されます特別交付税、こちらにつきましては地域おこし協力隊や地域活性化起業人の減員、退職というところが要因となっております、特別交付税の見込みが誤ったといえますか、算定されなかったというところで差が出たものとなっております。

18款寄附金でございます。ページにおきましては、24ページ、25ページでございます。

寄附金につきましては、ふるさと納税による寄附を一般寄附と指定寄附というふうに分けて収入を受けているところでございますけれども、3月末までふるさと納税を受け入れるというところがございますので、こちらのほうにつきましては減額をしておらなかったというところではございます。ふるさと納税につきましては、基金積立てというところもありますので、減額することにより支出のほうも減額する必要となりましたら、それ以上に歳入があった場合、積立てできないということもございましたので減額していなかったというところが大きな差が出たところかと分析しております。

言いましたように、見込みが立てられなかったというところもございますので、先ほどの歳入全般でもありましたが、お答えさせていただきましてけれども、最終で各課のほうの最終の見込みのほうをできるだけ確定した中で補正予算計上してもらうように、次回の補正につきましては徹底させていただきたいと思っております。

私のほうからは以上でございます。

議長（西 昭夫君） 総務財政課担当課長。

総務財政課担当課長（森本貴代君） 失礼をいたします。

由本議員の御質問の中の財産収入のところ、私の方からお答えをさせていただきます。

まず、財政調整基金の利子でございますが、定期預金の更新に係る利率の変更が大きな要因となっております。基金の預け入れをしております金融機関の利率が、令和2年度の途中に0.01%から0.002%へ引き下げられたことに伴いまして、令和2年度に更新しました預金につきましては、令和3年度において0.01%の利率で計算されているものもありましたが、令和4年度につきましては全て0.002%の利率で計算されておりますので、総額で6,788円の減額となっているところでございます。

続いて、地域福祉基金の預金利子についてでございます。こちらにつきましては、2つの金融機関に預け入れをしております。そのうちの1つが、同じく令和2年度の更新時に利率が0.11%から0.01%へ変更となっております。その分だけでいきますと、令和3年度には令和2年度と比較しまして7万218円の減額になっておるところでございます。しかし、令和3年度の利子でございますが、平成28年度に5年を満期としまして預けておりました定期預金がございます。そちらが令和3年度に満期となりましたので、その利子の7万77円と、ほか全ての利子を合わせまして7万7,895円となったところではございます。

ので、令和4年度の利子につきましては、通常の定期の更新だけとなりますので、約7,000円の利子収入となる予定でしたが、由本議員の御指摘にありましたとおり、財産収入として上がっておりません。

中山間ふるさと・水と土保全基金についても同様でございますが、令和4年度の利子については財産収入として受入れをするのを失念をしておりまして、そのまま当町の指定以外の金融機関に預けた状態となったまま出納閉鎖期間を過ぎてしまいました。令和5年度の収入として受け入れております。申し訳ございません。

今後は適切な処理をすることは当然ではございますが、低金利となっている現状、また、金融機関の動向にも注視しまして、有効な基金運用ができるよう検討していきたいと思っております。よろしくお願ひします。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

基金の預金利子なんですけれども、令和4年度で入れるべきを5年度で入れたというような話をされていますが、ちょっと適切な会計処理ができていなかったのかなと思っております。その辺り、また、適切な予算の処理をしていただくようお願いをしたいと思ひますし、また、今まで予算額と調定額のほうでかなり乖離があるということで、減額になっていますので、増額でしたら問題ないんでしょうけれども、事業実施に大きな支障を来すというようなことあると思ひますので、その辺りちゃんと予算編成をしていただいて、また、予算執行のほうをお願いしたいと思ひます。

議長（西 昭夫君） 答弁はいいですか。

はい。

次に、全議員にお聞きします。歳入について、ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑に入ります。

まずは1款議会費について質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで1款議会費の質疑を終わります。

次に、2款総務費の質疑を行います。由本議員の発言を許します。通告書に従って質疑を行ってください。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、総務費の関係で質問をさせていただきます。

以前から決算で不用額が出ないようにと、専決も視野に入れて精査しているというようなことでしたが、令和4年度も多額の不用額が出ております。この不用額については、見積りの正確性が問われているところです。各課がしっかりと事業確定、見込みや執行状況も確認して補正をしていただかなければ、このような多額の不用額が発生しないと思います。

総務費で多額の不用額が出ているのは、ページ34ページの一般管理費で1,477万9,691円、それと44ページ、企画費で1,752万3,573円です。これらについて説明をお願いをしたいと思います。

次に、ページ44ページの運動公園の管理事業で、トイレ前フェンス取替え修繕で60万380円が支出をされておりますが、この修繕につきましては、以前3月末にも完成されていないことを質問しておりました。今回、繰越事業とされたのかお伺いをしたいと思います。

次に、50ページの物価高騰等対策事業として2,435万8,829円が支出されておりますが、これ地域振興券の利用率が98.5%ということで、1.5%ということで、未使用がね、26万2,000円ということで、先ほどの補正のほうでもお話をさせていただいたんですけれども、もう一度、どのような分析、検証されたのかお聞かせください。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

総務財政課の所管の分について御説明させていただきます。

まず、34ページ、総務費でございます。1,477万9,691円という不用額に関してましてでございますが、総務費、特に一般管理費の中でシステム管理に係る事業費、これが不用額が大きく出ております。約800万となっているものでございます。こちら京都セキュリティクラウドへの移行に伴う設定変更やファイルサーバーの更新、ウイルス対策サーバーの更新等を行うことといたしまして、補正計上させていただいたものでございます。進めていく中で、保守の範囲内でできるもの、また、京都府側の経費となるものなどがございまして、当初の見積りよりも減額となったため、不用額が生じたものでございます。

ちょっと3月議会の中で減額できなかったもので、確認できなかったものでございまして、不用額が生じております。

また、同じく一般管理費の中の負担金におきましては、連合といたしまして笠置中学校に係る負担金でございます。こちら南山城村さんのほうで一旦、笠置中学校に係る経費につき

ましては連合への負担金の支払いを行っていただいております。令和3年度の精算等を確定していただいて、笠置町負担分の確定をしていただいてから支払うこととしておりますが、この確定が3月末でされたために、約280万円という不用額が出てきたものでございます。

企画費ですけれども、こちら人件費に係るものが大きくありまして、地域おこし協力隊員が途中で退職したにもかかわらず、その不用額を減額、失念しておりました。また、地域活性化起業人の活動経費に係る負担分というところも減額できていなかったというところが、総務財政課で把握している分の不用額として出たものでございます。

先ほども歳入のほうでもさせていただきましたが、事前に分かっているものにつきまして、この減額ができていなかったというのはこちらの確認不足でございます。今後このようなことがないように、十分精査させていただきたいと思っております。

続きまして、44ページで御指摘いただきました運動公園でございますが、修繕費につきましては、3月末までの完了ということで進めておりましたが、最終段階に入りまして一部部材が3月末までに納入できないということが分かりました。早急に対処していただいたところでございますが、繰越しの手続が行えておりませんでして、4月早々に完成したというところでございますが、本来このような事務処理ではいけないのかと思っておりますので、今後十分確認させていただきながら、事業を進めさせていただきたいと考えております。

物価高騰等対策につきましては、先ほど補正予算の中で企画調整課長のほうからも答弁ありましたので、この件につきましても、答弁していただいた内容と同じでございます。町内の経済循環を図るために、地域振興券のほうを1万5,000円で利用させていただきました。確かに1.5%、26万円ということが未使用とはなっておりますが、期限3か月という中で、年末年始を挟んだという期間でございましたので、地域振興券のほうの利用が伸びたものではないかというふうに考えております。

また、ギフトカードにつきましては、利用率のほうの把握はできない状況ではございましたけれども、有効に活用されているというふうに思っております。ギフトカードのほうにつきましては、住民さんからの要望もありましたので、全て地域振興券ではなくギフトカード、他の自治体でも町外の事業所でも使えるというところで活用させていただきましたが、町内でもギフトカードが使えるような事業所さんがあれば、また、それも把握のできるような状況ではあったのかなと考えております。

いずれにいたしましても、町内での経済循環に関しましては地域振興券は有効であったと、約98%の利用があったということは、町内の事業所さんに何かしらの恩恵はあったのかと

考えておりますので、有効な事業であったと判断しております。以上です。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

先ほど運動公園のトイレ前のフェンス、4月の上旬に完成したみたいな話があったんですけども、これはそうしたら完成はいつだったのか教えてください。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） すみません。由本議員の今の御質問ですけれども、すみません、ちょっと日付まで確認できておりませんでしたので、次の間にでも担当者のほうに確認させていただきます。申し訳ございません。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

私もたびたびグラウンドのほうには行っておりまして、なかなか完成ができてなかったのかという、そういう認識でございましたので、本来なら繰越事業として手続を進めるべきではなかったのと思っております。そういった当たり、ちゃんとまた、こういった事業の確認をしていただいて、適切な予算編成をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（西 昭夫君） 答弁はいいですか。

はい。

次に、全議員にお聞きします。すみません。商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 商工観光課からは、44ページ、企画費の商工観光課が所管します不用額について、金額の大きいところを抽出して説明させていただきます。

初めに、報酬で199万8,346円の不用額のうち、笠置いこいの館管理運営事業、会計年度任用職員報酬で52万8,414円の不用額となっております。

また、次のページの職員手当におきましても、同じくいこいの館管理運営事業で11万22円の不用額でございます。内容につきましては、勤務体制の変更により1名の減少分が不用額となったところでございます。人件費ではございますが、一定額減額が可能であったと考えております。

次に、報償費におきまして38万6,840円の不用額となっておりますが、大半がふるさと納税事業の返礼品代でございます。これに関しまして、役務費におきましても10万1,933円の不用額がございまして、返礼品の配送料となっております。ふるさと納税の

動向は予想することは非常に困難であります、一定額の減額は可能であったと考えます。

次に、需用費では368万1,438円の不用でございまして、うちいこいの館管理運営事業で314万506円の不用額でございます。内容につきましては、受変電設備キュービクルになりますけれども、修繕事業におきまして指名競争入札を行いましたところ、予算額と落札額との差額が220万円ございまして不用額となったものでございます。また、年度末までの空調設備、灯油代1回分を確保していたことや緊急修繕分として保留していたことが不用となった要因であります。

大きな施設でございまして、1回のそれぞれの支払い額が大きくなることから、減額することは非常に難しいことといったことも考慮しても、一定不用となる金額が大きいことから、精査を行った上で減額は必要であったと思います。

また、委託料におきまして、商工観光課分としましては、いこいの館管理運営事業で42万2,825円の不用額がございます。内容としましては、吸収冷温水機の保守点検費用でございまして、当初2機分の保守を予定計上しておりましたが、うち1台は年度当初から修繕を予定しておりました。本来なら2か月程度で完了するところ、半導体などの修繕部品、部材の確保に時間を要することとなり、修繕完了が年度末近くとなったため、結果的には保守料1機分の請求となり、1機分が不用となったところです。

使用料及び賃借料では15万5,550円の不用額でございます。主なものについては、商工観光事業や地域おこし事業における公用車のリース代が期間満了により不用になったものでございます。

委託料、使用料及び賃借料、いずれも額が確定した段階で見通しをつけた中で減額を行えたのではないかと考えております。

最後に、負担金、補助及び交付金では792万9,082円の不用額でございます。内容としましては、商工観光事業の負担金で22万2,000円の不用額でございます。これは、広域事務組合負担金、消費生活分担金が、新型コロナウイルス感染拡大防止による事業の縮小により減少されたものでございます。額の確定した段階で減額を行うべきであったと思います。

また、移住促進事業で移住促進補助金など610万円の不用額でございます。この事業は、移住促進住宅整備事業や家財道具撤去助成金などでございまして、京都府の補助金事業であり、移住者や個人に対する補助金であったため、減額しなかったようでございます。しかしながら、個人に対する補助事業であったとしても、全てを減額することは性格上できません

が、整備事業等の相談状況や支出見込み、当該年度も残り期間等を考慮しますと、特に住宅整備事業を全額残すべきではなく、現状から考えますと1件分を残した上で減額補正すべきであったと考えます。

今後、こういったことのないよう年度内の支出見込みの状況を十分精査した中で、減額に取り組んでまいりたいと思います。申し訳ございませんでした。

議長（西 昭夫君） 次に、全議員にお聞きします。ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで2款総務費の質疑を終わります。

次に、3款民生費の質疑を行います。由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

民生費でも3, 695万4, 467円という多額の不用額が発生をしております。特に60ページ、社会福祉総務費では2, 282万7, 058円、72ページの老人福祉費で407万2, 592円、74ページの老人福祉施設費では365万4, 343円の不用額が出ております。これらについて詳しい説明をお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回、社会福祉総務費におきまして2, 280万余りの不用額が出ております。

その中で主なものでございますが、62ページの社会福祉協議会の人件費では199万6, 000円となっております。これにつきましては、3月末での精算での戻入となったものでございます。

それから、64ページでございますが、障害児（者）医療費助成で127万8, 000円の不用額が出ております。入院、通院の人数が当初見込みよりも少なかったためということで、一定減額はさせていただきましたが、医療費という性質上、急な支出に備え、全額を落とすことができなかったというものでございます。

また、同じく64ページの障害者自立支援給付で532万4, 000円の不用が出ております。これにつきましても、サービス利用により請求が100万前後上下するというものでございますが、全てを減額ということはできませんけれども、もう少し精査できたものではないかなというふうに考えております。

それから、66ページでございます。

66ページの住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金で339万4, 000円、それ

から、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金で370万の不用が出ております。それぞれ当初の見込みよりも申請が少なかったというところではございましたが、事業だったことが原因でございまして、これにつきましては3月補正で対応はできたのかなというふうを考えております。今後、このようなことがないようにしていきたいというふうに思っております。

それから、続きまして、老人福祉費でございます。

まず、主なもので老人福祉費では407万2,000円余りでございます。主なものでございますと、72ページの外出支援サービスで27万円の不用が出ております。これについては、3月末までの委託事業ということで補正では減額することが難しかったものかなというふうに思っております。それから、老人保護措置費というのが36万円ございます。これについては、最終的には対象者がおられなかったというところでございますので、これについても補正での減額というのは難しかったのかなというふうには考えております。

それから、74ページでございます。

74ページで、介護保険特別会計繰出金で154万7,000円、それから、後期高齢者医療特別会計繰出金で111万2,000円の不用というふうになっております。これにつきましては、それぞれ介護保険については法定負担分を一般会計から繰り出しているものでございます。また、後期高齢につきましては、連合のほうの総額が当初より低かったためということで不用額が出ておりますが、これにつきましても最終3月の補正で減額対応が可能だったのかなというふうに考えております。

それから、76ページの老人福祉施設費で365万余りの不用額が出てきております。これにつきましては、主なものが職員人件費ということでございます。それから、需用費全体では33万2,000円の不用額が出てきてございまして、それぞれ各事業での需用費の積み重ねで出た金額でございまして、これらについてはきっちりそれぞれ精査して3月補正と最終に対応していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

先ほど岩崎課長のほうから職員人件費の関係がございましたが、総務財政課として、すみません、元総務費のところで冒頭にさせていただくべきところではございましたが、職員人件費に係る経費につきましては、総務財政課のほうで一括して計算しております。各課で任用しております会計年度任用職員につきましては、各課のほうで報酬、また、共済費、職員手

当等を計上しているところではありますが、それ以外の職員人件費につきましては不用額出ているところもございます。

内容を確認いたしましたところ、令和4年度から、さきにも質問あり、補正予算のところでもありましたが、時間外手当を各課に振り分けて支出することとしておりました。令和3年度までは総務費の一般管理費の中で一括して支出しておったところでございますが、令和4年度からは各課で予算計上して、各費目を持っているところでございます。そうしましたところ、令和3年度まで、これ災害対応も含めてでございますけれども、1,200万程度、総額といたしましてあったものが820万程度まで減少したというところでございます。その分につきましては減額をせずに、そのままとしておりましたので不用額が生じているというところでございます。

また、会計年度任用職員につきましては、10月から保険分につきましては、社会保険から共済組合への加入ということになりました。標準報酬により負担額の積算をして各課で予算計上していただいたところでございますが、この負担額の積算につきまして標準社会保険料と同率の計算もしていたところで、その差額が生じており、不用額が出ているものとしております。

全体といたしまして、人件費につきましては3月の補正予算で精算できる、精査できるものもあったかと思っておりますので、できるものにつきましては今後、不用額が出ないように早めに精査を行い、また、補正対応させていただくというところで考えております。

人件費関係につきましては、以降も不用額として出ておりますので、まとめて総務財政課から答弁させていただきました。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

全体ですね、各課のほうでかなりの不用額が出ております。今まで答弁をお聞きしますと、3月の補正で、その辺りはちゃんと補正ができたというような話をされておりましたので、今後もその執行状況もちゃんと確認していただきまして、不用額が出ないような見積りの正確性というのが問われてきますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

議長（西 昭夫君） 次に、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで3款民生費の質疑を終わります。

次に、4款衛生費の質疑を行います。由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

衛生費についても816万9,451円という不用額が発生をしております。ページ84ページの予防費で223万1,898円、88ページの診療所費で120万5,000円、塵芥処理費では予算の流用が58万5,038円されたにもかかわらず390万6,524円の不用額が出ております。これらについても説明をお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（岩崎久敏君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。保健福祉課所管のものについてお答えをさせていただきます。

まず、予防費の不用額でございます。223万1,000円余りが出てきております。

84ページでございます。健康診断（がん検診）で40万9,000円の不用額が出てきております。これにつきましては、委託料の確定というのが3月に入ってからになったため、対応ができなかったものでございます。

それから、続きまして、86ページでございます。新型コロナウイルス感染症予防接種で45万8,000円の不用額が出てございます。これにつきましては、個別接種の請求分を確保しておりましたが、接種率が少なかったことと請求が年度内になかった分があったためということで45万8,000円出てきております。

それから、産後ケア事業で42万円不用額が出てきております。これについては3月末までの委託事業でもあり、また、対象となる産後4か月までの母子がいたため、減額補正は対応はしておりませんが、最終的に利用されなかったというところで不用額というふうになってきております。

それから、88ページの診療所費でございます。120万5,000円でございます。このうち広域事務組合分担金で115万5,000円が来ております。これにつきましては、広域事務組合より令和4年度分の分担金について98万3,000円の戻入が3月にあったため、そういったこともあり不用額という形で出てきております。それから、診療所の修繕費ということで5万円を見てきておりましたが、令和4年度におきましては修繕等ございませんでしたので、その分が不用額というふうに残ったものでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 税住民課長。

税住民課長（石原千明君） 塵芥処理費についてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、相楽東部連合への分担金について、12月に増額補正を行うべきところできておらず、やむを得ず流用いたしました。しかし、相楽東部連合の3月専決補正

において不用額が出たため、令和5年5月に386万6,000円の戻入があったことによるものです。以上です。

議長（西 昭夫君） 次に、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで4款衛生費の質疑を終わります。

次に、5款農林水産費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで5款農林水産費の質疑を終わります。

次に、6款商工費の質疑を行います。由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

商工費で332万4,837円の不用額が発生をしております。96ページ観光費で303万4,295円が不用額となっております。この不用額についての説明をお願いいたします。

また、四季彩祭実行委員会負担金で133万4,982円が支出されております。令和3年度では87万6,000円が支出されておりますので45万8,982円、52.4%の増となっております。その辺りの説明もよろしくお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 商工観光課長。

商工観光課長（石川久仁洋君） 決算書の96ページの商工費の不用額の中から金額の大きいものを抽出させていただいて説明させていただきます。

初めに、観光費から説明させていただきます。

人件費につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。

商工観光課所管分につきましては、11節役務費で15万4,978円の不用額でございます。主な内容としましては、河川敷Wi-Fi利用料6万4,000円でございます、保守費用が不用になっておりましたが、減額補正が行えていなかったものでございます。また、観光施設管理事業で6万9,960円の不用額となります。飛鳥路駐車場のくみ取り料として、最終1回分を見込んでいたものを保留したものでございます。

次に、12節委託料では65万6,825円の不用額でございます。大半が桜保全等事業の保全管理委託料でございまして55万9,600円の不用となっております。年間20回の保全作業を行ってもらっているところですが、作業従事者が延べ人数で当初の計画人数より減少していたにもかかわらず、減額補正が行えていなかったものでございます。

今後は、現状や実績を見据えた減額補正に取り組むとともに、予算計上においても実績や実態に応じて再度検討してまいりたいと思います。

また、残りの9万7,225円は観光施設管理事業の不用額でございます。主な内容としては、京都府の委託を受けております自然公園清掃管理委託事業等でございます。自然公園内の倒木等の緊急対応分として予算を保留したものでございます。

次に、98ページ、下段の産業振興会館費では28万8,183円の不用額でございます。上から職員手当等は会計年度任用職員の期末手当等で9万2,877円の不用額でございます。人件費ではございますが、12月には一定確定しておりますので、減額に取り組むべきであったと思います。

次に、需用費の13万9,164円については、おおむね施設の緊急修繕等を見込んで保留したものでございます。

以上で商工観光費における不用額についての説明を終わります。

引き続きまして、決算書98ページ、中段の四季彩祭実行委員会負担金における令和4年度分の増額分について説明をさせていただきます。

初めに、令和4年度の支出の内訳につきましては、さくらまつりに32万8,982円、もみじ公園ライトアップに100万6,000円で計133万4,982円でございます。令和3年度と4年度の実行委員会負担金の違いにつきましては、さくらまつりの実施ともみじ公園ライトアップにおける点灯式やおもてなしブースの実施の有無によるものでございます。令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、さくらまつり等、四季のイベントが開催されておらず、もみじ公園のライトアップ事業のみの実施となり、点灯式なども実施されておませんでした。令和4年度については感染予防を行いながら実施いたしましたので、さくらまつりや点灯式などを実施したことに伴う増額でございます。

増額分の内訳といたしましては、さくらまつりでは5年度分の事前広報分を含めまして、先ほど申し上げましたとおり合計で32万8,982円、もみじ公園のライトアップ事業では点灯式やおもてなしブースの実施経費で13万円、合計45万8,982円の増額となっております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで6款商工費の質疑を終わります。

次に、7款土木費の質疑を行います。由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

土木費においても2,655万9,799円の不用額が発生をしております。102ページの道路維持費で678万8,676円、橋梁維持費で1,431万2,300円、住宅管理費で338万2,788円の不用額が出ております。これらについても説明をお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

土木費につきましては、いずれも工事請負費の不用額になります。道路維持ののり面補強修繕工事、橋梁維持は補修に係る調査設計及び維持修繕工事、住宅管理は耐震補強工事及び設備等改修工事でございます。いずれの工事関係等におきましても、本年につきましては大きな追加工事等が発生することなく工事完了できたことによるものです。なかなか大きな工事は工期が年度末に集中してしまっている関係から、額の確定に時間を要してしまっており、不用額として落とさせていただいている状況でございます。

今後は、出水期等による工事発注時期等、いろいろな課題がございますけれども、できるだけ早期発注、早期完了に向け、できる得る限り不用額については補正等で減額計上させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

工事関係でしたら、すぐにやれるものではないと思うんですけれども、やはりこれだけの不用額が出たら、もっと違うところでこういった工事とかできるんじゃないかというような指摘もあったかと思っておりますので、その辺り、ちゃんと精査をしていただいて、もっと必要なところにお金を使っていただいて、不用額は出ないように、また予算編成のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの御質問でございます。

かなり大きな不用額が出てしまっておりますので、できる得る限りほかの事業等に、実際やらなければいけないところ等、精査しながら今後検討させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで7款土木費の質疑を終わります。

次に、8款消防費の質疑を行います。由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

消防費においても134万9,122円の不用額が発生しております。106ページの非常備消防費で133万2,086円が出ております。この不用額についての説明もお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

消防費、非常備消防費の不用額でございます。こちらにつきましては、大きいもの報償費で110万ほどが不用額として出ております。消防団の出動手当、災害時等、訓練等の出動手当として予算計上していたところでございますが、3月末まで緊急時、非常時の対応というところで、こちらにつきましては減額はしておりませんでした。そのための不用額となっておりますので、御了承ください。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで8款消防費の質疑を終わります。

次に、9款教育費の質疑を行います。由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

教育費においても715万6,721円の不用額が発生をしております。108ページの教育総務費で715万4,000円が出ております。これにつきましても説明をお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 参事。

参事兼総務財政課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

由本議員御質問いただきました教育費の件でございます。

教育委員会費といたしまして、相楽東部広域連合に対する負担金の支払いをここで見て、計上しているものでございますが、教育委員会の中で国庫補助、また、府補助金等、府支出金等を交付の確定がございまして、それにより町の負担金が精算されたところでございます。715万4,000円、この不用額として出ております金額につきまして、相楽東部広域連合から返還のあった分となっておりますので、こちらにつきまして減額はできていないというところで不用額で計上させていただいたままとしております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで9款教育費の質疑を終わります。

次に、10款公債費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで10款公債費の質疑を終わります。

次に、11款諸支出金の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで11款諸支出金の質疑を終わります。

次に、12款災害復旧費の質疑を行います。由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

110ページ、災害復旧費、道路橋梁災害復旧費においても177万2,304円の不用額が発生をしております。これについても説明をお願いいたします。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

災害復旧費につきましては、風水害等、異常な自然現象及び予測できない災害等が発生した場合に、公共土木施設等における応急対策業務において早期復旧を目的に支出するものでございます。3月末までの災害に備えておりますので、支出見込みの予測が困難であるため、そのままの残りの額を不用額とさせていただいております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで12款災害復旧費の質疑を終わります。

次に、13款予備費の質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで13款予備費の質疑を終わります。

最後に、全体を通して質疑通告がありましたので許可します。7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

それでは、財産に関する調書について質問したいと思います。

116ページ、基金です。笠置町簡易水道の特別会計の減債基金についてお尋ねをいたします。

この基金は平成16年度飛鳥路飲料水供給施設新設工事に伴う起債の償還に必要な財源を確保し、その計画的な償還を図るために、この基金が設置されたわけですが、基金残高が77円ということで積み立てることもされていませんし、令和2年度にも、この件でお聞きをしたところ「今後は、計画的に積み立てられたらというふうには考えております」というような答弁がなされております。その後、積立てをされておられませんし、この基金の必要性をどのように考えておられるのかお聞きをしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

御指摘のとおり、この減債基金につきましては、飲料供給施設に対する借入れに対し、計画的な償還返済を目的としております。令和2年度の決算認定に御指摘をいただいておりますが、積み立てできていないのが現状でございます。この基金が必要なのかとの御指摘も頂戴しているところでございますが、飲料供給施設の借入残高もまだ多額にございますので、基金といたしましては、今後適正に活用してまいりたいと考えております。ただし、なかなか簡易水道会計自体が大変厳しい状況でございますので、次年度以降におきまして、例えば、当初予算で1,000円を計上させていただき、決算で剰余金が発生した場合に幾らか積み立てるなど、一定のルールをつくり運用してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 7番、由本議員。

7番（由本好史君） 7番、由本です。

この77円だけでは何も活用もできませんので、一定のルールをつくっていただいて、また、積み立てなり、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（西 昭夫君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（西 昭夫君） これで認定第1号の質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号、令和4年度笠置町一般会計決算認定の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

認定第1号は、本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、認定第1号、令和4年度笠置町一般会計決算認定の件は、認定することに決定いたしました。

これで休憩をします。

休 憩 午後0時03分

再 開 午後1時00分

議長(西 昭夫君) 休憩前に引き続き再開します。

議長(西 昭夫君) 日程第8、認定第2号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を議題とします。

これから質疑を行います。認定第2号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

議長(西 昭夫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

認定第2号は、本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(西 昭夫君) 起立全員です。したがって、認定第2号、令和4年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件は、認定することに決定いたしました。

議長(西 昭夫君) 日程第9、認定第3号、令和4年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を議題とします。

これから質疑を行います。まず、由本議員の発言を許します。7番、由本議員。

7番(由本好史君) 7番、由本です。

それでは、通告に基づいて質問させていただきます。

6ページ、使用料で211万2,217円の収入未済額があります。この収入未済額には

15年以上前のものがあるということで、昨年の決算認定のときにも「債権管理条例等を早急に検討する」と答弁されておりましたが、どのように検討されたのか、お聞かせください。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの由本議員の御質問にお答えさせていただきます。

使用料の収入未済額の件でございますが、滞納分が大きな要因となっております。昨年の決算認定で債権管理条例等について検討する旨、お答えさせていただきました。債権については、建設産業課のみならず、ほかの課にもわたりますことから、全庁的に考える必要があるということがございましたので、現在、総務財政課で取りまとめいただき、関係各課で調整を図っております。今年度、令和5年度の条例制定を目途に順次、事務を進めておるところでございます。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

4年度の決算見ていると、一般会計からの繰入れが2,900万余りになっていますね。そして、先ほど令和5年度の簡易水道の特別会計、今年度は今のところ3,700万円、一般会計から繰り出している。約600万円も、また会計から繰り出しになっているわけですね。だから、本当は企業会計で、企業でいかなあかんの逆転に、一般会計の繰入れがどんどん増えてきると毎年思います。

その中で、この意見書ですかね、審査意見、監査委員の、この10ページに、令和4年4月から開始される公営企業会計法適用化に向けて、4年度から法適用化移行作業を実施しているがと、云々とありますけれども、実際に全国で3万人未満の自治体が598あって、もう適用済みが255、取組中が笠置町も含めて全国で311となっております。

そこでお聞きしたいんですけども、この公営企業会計法適用化ということは、どういったこと、まあ、私もある程度は勉強しましたがけれども、どういったことか一遍教えていただきたいと思います。

それと、もう一点、次のページに、もちろんここに水道使用料等で経費を賄う点で企業性を発揮することが求められる。先ほど言いましたように、一般会計から繰入れがどんどん多くなるということは本当は駄目だということなんですけれども、今、そこで「その中で、人口減少等による水道使用料の減少」と書いてますけれども、笠置町の人口はネットで昨日も見てましたけれども、8月1日現在で1,015人となっております。もう間もなく、もう1,000人割るということですね。そのネットで見てましたら、そう書いておりました

けれども、本当に人口減少というのが、やはり水道の使用料等に本当に大きな問題に、それと老朽化の問題もありますけれども、そして、去年は和東町がやはり水道料金を上げられました。そして、つい最近新聞報道出ていましたけれども、城陽市が2019年に値上げしたのに、また、来年8月から27.3%上げるという報道がされておりました。

だから、今後、笠置町の水道料金をどうされるのか。本当に値上げされなければ一般会計からほとんど繰上げになってくる可能性があると思うんですけれども、その2点お願いします。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目、公営企業会計についてでございます。議員もおっしゃられたように、これまでは人口3万人以上の団体においては、公営企業会計への移行が必要でございました。当町は3万人以下であったので任意での適用でしたが、令和6年4月以降は全ての団体で企業会計完全移行が義務づけられました。

地方公営企業とは、地方公共団体が経営する企業活動を総称したもので、当町におきましては簡易水道事業が該当し、事業経営の効率化とサービスの向上を図るとともに、将来の目的である公共の福祉の増進を目指して運営されることが期待されております。

まず、何が変わるかとのことですが、大きな点で申しますと、会計方式が変更となります。現在の官庁会計、いわゆる単式簿記、現金の出し入れの結果のみの記録から、企業が採用している複式簿記、取引を原因と結果を同時に記録、負債・資産の増減を管理し、収益と費用を記録するものになります。この変更により、各年の経費負担が明確化され、経営状況が理解しやすくなります。

この地方公営企業法適用の必要性については、安定した経営を持続するため、経営の健全性や計画性、透明性の向上を図ることが求められております。適用によるメリットにおきましては、近隣団体や類似団体の比較が容易になること。固定資産情報の把握など、職員の経営意識の向上が見込まれております。

もう一点、水道で水道料金の関係でございます。先ほども御指摘いただいておりますが、簡易水道会計におきましては、一般会計からの繰入れが多額となっております。水道使用料につきましては、令和2年度策定の笠置町水道事業経営戦略においては、水道使用料の料金改定について模索し、少しでも一般会計からの繰入金を減らせるよう、また、独立採算に近づけるようスケジュールがございました。しかし、御承知のとおり、新型コロナウイルス感

感染症の蔓延、今日においては世界情勢の影響で不安定な社会情勢で、燃料や物価高騰等による住民の皆様の家計負担が増えており、料金改定の見送りをしてきました。

ただ、御指摘のとおり、水道事業につきましては一般会計からの繰入れが多額になっており、少しでも繰入れを減らすこと。また、一番に安心・安全な水の供給を考えますと、料金改定はやむを得ないものと考えております。そのためには、経営努力を重ねた上で使用者の皆様時間に重ねて御理解をいただきながら、経済情勢等、状況を見極めながら考えていきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） 3番、大倉議員。

3番（大倉 博君） 3番、大倉です。

それでね、この私の資料を読むと、先ほど人口3万未満の団体は、3万以上の団体と同じように平成27年から31年までにやれということになって、先ほど言ったように、何人やったかね、598の中で適用済みがもう255になっております。笠置町は、まあ、今やっているからいいんですけども、ほとんどのところが今やっているところなんですね。

そういった意味で、今やはりこういう適用化になったところで、一般会計から繰り出すというところは、なかなかやはりどこの企業でも、自治体でも大変だと思うんですよ。先ほど言いましたように、城陽市の例を取っても、やはり2019年に上げて、また、来年8月には上げるという話。やはり審議会か何か開いてやられたらどうですか。確かに笠置町の料金は最低料金1,300何ぼやったかね、そういう料金やったと思いますけれども、全国的にそんなところはない、調べてませんけれども、ないのと違います。

そういった意味で、ここの総括意見でもやはり書いているとおり、値上げせえとは書いてないけれども、要するに、読み方によったらそういうことなんですよ。だから、一遍そういう検討をしてやらなければ、本当に人口が今さっき言った1,015人ですよ。これもすぐにも1,000人切りますよ。どんどん減ってきたら、もっと一般会計から繰り出しになってきますよ。その辺のところを、もっとしっかりと対応をお願いしたいと思います。

議長（西 昭夫君） 建設産業課長。

建設産業課長（福島 学君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども申しましたが、令和2年度策定の笠置町の水道事業経営戦略というものがございまして、そのスケジュールが少し延ばしている状況にございます。その中でも料金改定というのはやむを得ないものと考えておりますので、時期的にはちょっと来年度以降、先ほども申しましたが、世界情勢等、状況を見ながら1年間なりじっくりと使用者の皆様理解

を得ながら検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（西 昭夫君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号、令和4年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第3号は、本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、認定第3号、令和4年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件は、認定することに決定いたしました。

議長（西 昭夫君） 日程第10、認定第4号、令和4年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を議題とします。

これから質疑を行います。認定第4号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号、令和4年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

認定第4号は、本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、認定第4号、令和4年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件は、認定することに決定いたしました。

議長（西 昭夫君） 日程第11、認定第5号、令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題とします。

これから質疑を行います。認定第5号についての質疑通告はありませんので、全議員にお聞きします。質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（西 昭夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号、令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を採決いたします。この採決は起立によって行います。

認定第5号は、本案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（西 昭夫君） 起立全員です。したがって、認定第5号、令和4年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件は、認定することに決定いたしました。

議長（西 昭夫君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第3日目は10月3日午前9時30分から会議を開きますので、御参集願います。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後1時18分